

福井工業高等専門学校教育後援会奨励金交付規則

昭和43年4月1日制定

改正	昭和47年 4月 4日	昭和51年 4月 3日
	昭和55年 3月22日	昭和58年 3月16日
	平成 5年 7月15日	平成17年 3月14日
	平成22年 3月11日	平成24年 2月27日

第1条 本校の学生に交付する教育後援会の奨励金は、研究奨励金及び奨学奨励金の2種類とする。

2 研究奨励金は、学生が個人又はグループで行う研究で、その目的が本校学生の研究として適当であり、研究成果が有益であると認められる場合、その研究を行う個人又はグループに交付する。

3 奨学奨励金は、家庭の経済事情により学費の支弁が困難な者に交付する。

第2条 研究奨励金の年間総額は90万円以内とし、交付件数は、10件程度とする。

2 奨学奨励金は、年額8万円とし、交付人員は、毎年5人程度とする。

第3条 研究奨励金の交付を受けた者（グループ研究のときは代表者）は、研究終了後2カ月以内に研究報告書（以下「報告書」という。）を教育後援会長（以下「会長」という。）へ提出しなければならない。

第4条 奨励金は、返納を要しない。ただし、前条の報告書を提出しなかったとき、及び奨励金の交付を受けた者で、当該期間中、学則による懲戒を受けた者、成績不良のため進級できなかった者は、奨励金を返納しなければならない。

第5条 奨励金の交付を希望する者（グループ研究のときは代表者）は、所定の様式により毎年6月30日までに、学生課学生生活係へ願い出なければならない。

第6条 奨励金の交付は、奨励金審査委員会（以下「委員会」という。）において、審査の上決定する。

2 審査の基準は、委員会が定める。

第7条 委員会は、会長が委嘱する次の委員をもって構成する。

- (1) 学生主事
- (2) 学生主事補
- (3) 学生課長

2 委員会に委員長を置き、学生主事をもって充てる。

3 委員会の庶務は、学生課学生生活係が処理する。

第8条 会長は、理事を代表して委員会に意見を述べることかできる。

第9条 奨励金の交付時期は、毎年7月とする。

第10条 この規則の改廃は、教育後援会の役員会の議により行う。

第11条 この規則の実施に関し必要な細目は、学生主事が別に定める。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日より施行する。

附 則（昭和47年4月4日改正）

この規則は、昭和47年4月4日より施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年4月3日改正）

この規則は、昭和51年4月3日より施行する。

附 則（昭和55年3月22日改正）

この規則は、昭和55年4月1日より施行する。

附 則（昭和58年3月16日改正）

この規則は、昭和58年4月1日より施行する。

附 則（平成5年7月15日改正）

この規則は、平成5年7月15日から施行し、平成5年7月1日から適用する。

附 則（平成17年3月14日改正）

この規則は、平成17年4月1日より施行する。

附 則（平成22年3月11日改正）

この規則は、平成22年4月1日より施行する。

附 則（平成24年2月27日改正）

この規則は、平成24年4月1日より施行する。